

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の日)

目次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十一号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九款 農業講習施設(第三百三十条・第三百三十一条)」を「第九款 農業講習施設(第三百三十条・第三百三十条の二)」に、

九款の二 営農研修館(第三百三十一条・第三百三十一条の二)」に、「第十

二款 放牧場(第三百三十六条・第三百三十七条)」を「第十二款 削除(第三百三十六条・第三百三十七条)」に、「第三款 治水ダム建設事務所(第五十六條の四―第五十六條の六)」を「第三款 治水ダム建設事務所(第五十六條の四―第五十六條の六)」に改める。
第四款 都市開発局(第五十六條の七・第五十六條の八)」に改める。

第六條第二項の表中

商工指導課	經理室・企画係・設備近代化係・指導係・監理係・通商係
工業開発課	

商工指導課	經理室・金融団体係・指導係・企業診断室
商工振興課	工業開発係・監理係・通商係

農業指導課	専門技術員室・農協指導係・農協検査係・金融係・経営係・普及研究係・生活改善係・農業共済係
-------	--

農業指導課	専門技術員室・農協指導係・金融係・経営係・普及研究係・生活改善係・農業共済係
-------	--

改める。

第十一条の商工指導課の項及び工業開発課の項を次のように改める。

商工指導課

一 商工業の指導に関すること。

- 二 中小企業等協同組合及び商工組合に関すること。
 - 三 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会その他商工団体に関すること。
 - 四 商工金融に関すること。
 - 五 中小企業の診断及び巡回総合指導その他の指導に関すること。
 - 六 熱管理に関すること。
 - 七 発明考案に関すること。
 - 八 貸金業に関すること。
 - 九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）に関すること。
 - 十 計量検定所及び工業試験場に関すること。
 - 十一 部内各課の予算経理、連絡協調及び庶務に関すること。
 - 十二 その他部内他課の主管に属しないこと。
- 商工振興課
- 一 商工業の振興に関すること。
 - 二 企業誘致に関すること。
 - 三 貿易の振興に関すること。
 - 四 電気工事士に関すること。
 - 五 電気用品の取締りに関すること。
 - 六 高圧ガス及び火薬類の取締りに関すること。
 - 七 猟銃等製造販売事業の許可に関すること。
 - 八 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の施行に関すること。
 - 九 県有鉱区に関すること。
 - 十 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の施行に関すること。

十一 物産館に関すること。

第十二条検査課の項に次の一号を加える。

三 農業協同組合、森林組合及び水産業協同組合の検査に関すること。

第十二条農業指導課の項第九号中「及び農業講習施設」を「農業講習施設及び営農研修館」に改める。

第十二条畜産課の項第十二号中「種畜場及び放牧場」を「及び種畜場」に改める。

第十三条管理課の項第十四号中「土木出張所」を「土木出張所及び都市開発局」に改める。

第十三条都市計画課の項第二号を次のように改める。

二 土地区画整理（県が施行する都市改造事業に係るものを除く。）に関すること。

第十八条の表中

鳥取県精神衛生 生診査協議会	精神衛生法第十六条の四の規定による一般患者が行なう医療費の負担の申請に関する必要な事項の審議に関する事務
鳥取県電気工 事士試験委員	電気工事士法（昭和三十五年法律第三百二十九号）第五条第一項の規定による電気工事士試験の実施に関する事務
鳥取県中小企 業調停審議会	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第八十五号）第八十二条の規定による組合協約に関する重要事項の調査審議並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の二の二

商工指導課
を

改める。

<p>鳥取県中小企業振興対策審議会</p>	<p>の規定による団体協約に関する斡旋又は調停についての調査審議に関する事務</p>
<p>鳥取県精神衛生調査協議会</p>	<p>精神衛生法第十六条の四の規定による一般患者が行なう医療費の負担の申請に関する必要な事項の審議に関する事務</p>
<p>鳥取県中小企業調停審議会</p>	<p>中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第八十二条の規定による組合協約に関する重要事項の調査審議並びに中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の二の規定による団体協約に関するあつ旋又は調停についての調査審議に関する事務</p>
<p>鳥取県中小企業振興対策審議会</p>	<p>鳥取県中小企業振興対策審議会設置に関する条例(昭和二十八年四月鳥取県条例第二十七号)第一条及び第二条の規定による中小企業の堅実な振興についての調査審議並びに知事に対する意見の具申に関する事務</p>
<p>鳥取県電気工事士試験委員</p>	<p>電気工事士法(昭和三十五年法律第三百三十九号)第五条第一項の規定による電気工事士試験の実施に関する事務</p>
<p>商工振興課</p>	<p>商工指導課</p>

に

第二百二十二条中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 放牧及び育成の調査研究に関すること。

八 放牧に係る疾病の調査研究に関すること。

第二百二十三条を次のように改める。

(内部組織)

第二百二十三条 畜産試験場に庶務係、和牛科、乳牛科、草地飼料科及び分場を置く。

2 分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県畜産試験場大山分場	西伯郡岸本町及び日野郡溝口町にわたる地区

第四章第五節第九款中第三百三十一条を第三百三十条の二とし、同節同款の次に次の一款を加える。

第九款の二 営農研修館

(名称及び位置)

第三百三十一条 鳥取県立営農研修館の設置及び管理に関する条例(昭和四十三年三月鳥取県条例第六号)第二条の規定により設置された営農研修館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立営農研修館	東伯郡関金町

(分掌事務)

第三百三十一条の二 営農研修館は、農業経営の研修利用に供するための事務を分掌する。

第四章第五節第十二款を次のように改める。

第十二款 削除

第三百三十六条及び第三百三十七條 削除

第三百五十六條第三項中「第三百五十六條の三」を「第三百五十六條の五」に改め、同項の次に次の一項を加える。

4 鳥取土木出張所及び米子土木出張所の各課の分掌事務は、第二項の規定にかかわらず、同項に規定する各課の分掌事務から第三百五十六條の八第三項に規定する都市開発局の分掌事務を除いたものとする。
第四章第六節第三款の次に次の一款を加える。

第四款 都市開発局

(設置)

第三百五十六條の七 都市開発局を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県都市開発局	鳥取市

(内部組織及び分掌事務)

第三百五十六條の八 都市開発局に次の表の上欄に掲げる室及び課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

経 理 室	
計 画 課	管理係・企画係
建 設 課	換地係・工務係

2 前項に掲げるもののほか、都市開発局に事業所を次のとおり置き、事業所の事務を分掌させるため庶務係、換地係及び工務係を置く。

3

室、各課及び各事業所の分掌事務は、次のとおりとする。
経理室

- 一 予算経理に関すること。
 - 二 庶務に関すること。
 - 三 その他他課の主管に属しないこと。
- 計画課

- 一 県が施行する都市改造事業の計画に関すること。
- 二 国鉄鳥取駅高架化に関すること。

建設課

県が施行する都市改造事業の執行(事業所の分掌に係るものを除く)に関すること。

事業所

- 一 県が施行する都市改造事業に係る工事(以下「工事」という。)の調査設計に関すること。
- 二 工事の施行及び指導監督に関すること。
- 三 工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。
- 四 工事等に係る損害の賠償又は補償に関すること。
- 五 換地に関すること。
- 六 不動産の登記に関すること。
- 七 庶務に関すること。

名 称	位 置
鳥取県都市開発局鳥取事業所	鳥取市
鳥取県都市開発局米子事業所	米子市

第百六十六条を次のように改める。

(分掌事務の主管の判定)

第百六十六条 分掌事務の主管が明らかでない事務を処理する必要を生じた場合は、総務部長が主管機関を決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十二号

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「行政主幹・商務主幹」を「主幹」に、「企業診断員補・保安管理員」を「保安管理員・液化石油ガス検査員」に改める。
別表第三号中「特別研究員」及び「主任農業改良普及員・主任生活改良普及員」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十三号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「下欄」を「中欄」に、「百分の四」を「調整基本率百分の四を乗じて得た額にその者について同表下欄に掲げる調整数」に改める。

第五条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 有害物取扱作業

第五条第二項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第三項中「第九号」を「第十号」に改める。

附則第五項中「五分の一」を「五分の二」に、「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

現業職給料表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	28,016	18,468	15,762
2	29,726	19,272	16,464
3	31,534	20,076	17,166
4	33,554	20,980	17,666
5	35,562	21,984	18,468
6	37,672	22,990	19,272
7	39,792	23,996	20,076
8	41,900	25,302	20,980
9	44,012	26,610	21,984
10	48,034	28,016	22,990
11	50,444	29,526	23,996
12	52,854	31,134	25,002
13	55,262	32,954	26,010
14	58,882	34,762	27,116
15	61,394	36,472	29,526
16	63,910	39,792	31,134
17	66,426	41,900	32,954
18	68,842	44,012	34,762
19	71,254	46,128	36,472
20	73,566	48,236	39,792
21	75,876	52,854	41,900
22	77,984	55,262	44,012
23	80,092	57,370	46,128
24	81,896	59,478	48,236
25	83,702	61,586	50,242
26		63,192	52,248
27		64,596	54,154
28		65,802	55,558
29		66,908	56,762
30		68,014	57,866
31		69,120	58,870
32			59,874
33			60,878

別表第一の二を次のように改める。
別表第一の二 給料調整額表

勤務箇所	職 員	調整数
母 来 寮 岩井長者寮	寮母、調理士又は調理員のうち収容者と起居をともにする職員	一
婦 人 寮	寮母のうち収容者と起居をともにする職員	一
整 肢 学 園	医療助手のうち収容者に直接接することを常例とする職員	二
保 健 所	検査助手のうち結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	二
衛 生 研 究 所	医療助手のうち結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	二
病 院	医療助手のうち結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	二

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】